「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に関する有識者会議」について

平成30年4月11日
初等中等教育局長決定
平成30年10月16日一部改定
平成31年4月1日一部改定
令和２年４月１日一部改定
令和４年４月７日一部改定
令和５年５月18日一部改定
令和５年12月25日一部改定
令和６年４月１日一部改定
令和６年４月26日一部改定
令和６年６月18日一部改定
令和８年８月１日一部改定
総合教育政策局長決定

１　趣旨

「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に係るガイドライン」の規定に基づき、個票データ及び匿名データの貸与に関する事項について、専門的な見地から検討を行うため、「『全国学力・学習状況調査』の集計結果データの貸与に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

２　検討事項

（１）有識者会議は、申出のあった個票データの利用の公益性等について、次の①から④までに掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、意見を述べる。

①個票データの利用目的
②個票データの利用の必要性
③個票データの利用申出に関連する分野での過去の研究実績並びにデータ分析に係る手法及び人的体制等の研究計画の妥当性
④個票データの利用場所並びに保管場所及び管理方法

（２）その他、文部科学省の求めに応じて、個票データ及び匿名データの貸与に関する事項について、検討を行う。

３　構成

（１）有識者会議の委員は、別紙のとおりとする。
（２）有識者会議に座長を置き、座長は、有識者会議の委員の中から互選により選出する。
（３）座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。
（４）有識者会議は、必要に応じ委員以外の関係者にも協力を求めることができる。

４　運営

（１）有識者会議は、令和８年８月から令和 10 年３月までの間に年２回程度開催する。
（２）有識者会議は、原則として公開で行う。
（３）ここに定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

５　その他

有識者会議の庶務は、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）において行う。

附　則

この決定は、令和８年８月１日から適用する。

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に関する有識者会議委員

（50 音順　敬称略）

伊藤　伸介	中央大学経済学部教授
数実　浩佑	龍谷大学社会学部准教授
貞広　斎子	千葉大学副学長・教育学研究院教授
鈴木　訓文	江戸川区立葛西第三中学校校長
高見　享佑	大阪教育大学理数情報教育系 数理知能情報部門准教授
所　水奈	狛江市立狛江第一小学校統括校長
浜野　隆	お茶の水女子大学基幹研究院教授
光永　悠彦	名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授
山名　勝敏	全国市町村教育委員会連合会事務局長